
平成25年 第2回 6月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第2日)

平成25年6月6日 (木曜日)

議事日程 (第2号)

平成25年6月6日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 宮下 寛君	2 番 青木 孝子君
3 番 田口 澄雄君	4 番 佐々木晴一君
5 番 植本 種實君	6 番 中野 勝寛君
7 番 片岡 誠二君	8 番 堀田 英雄君
9 番 山本 慎悟君	10 番 掛田るみ子君
11 番 草場 満彦君	12 番 中尾 淳子君
13 番 安田 明美君	14 番 藤本 利彦君
15 番 原田 隆博君	16 番 古野 嘉久君
17 番 下川 俊秀君	18 番 米満 一彦君
19 番 井上 太一君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	行徳 幸弘君
教育長	増田 俊明君	総務部長	白尾 啓介君
市民部長	高橋 洋君	保健福祉部長	白橋 宏君
建設産業部長	後藤 哲治君	教育部長	松尾 壮吾君
上下水道局長	永野 博之君	市立病院事務長	三島 秀信君

消防長	……………	安田光太郎君	総務課長	……………	園田 孝君
企画政策課長	……………	藤崎 幹彦君	財政課長	……………	田代 謙介君
契約課長	……………	松本 賢剛君			
安全安心まちづくり課長	……………				柴田精一郎君
課税課長	……………	貞末 孝光君	生活支援課長	……………	石田 浩君
福祉支援課長	……………	藤田 宜久君	健康増進課長	……………	濱田 孝弘君
介護保険課長	……………	小南 敏夫君	都市整備課長	……………	間野多喜治君
教育総務課長	……………	田中 英敏君	学校教育課長	……………	深見 卓矢君
市立病院課長	……………	芳野 文昭君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書 記	岡 和訓君	書 記	熊谷 浩二君

一 般 質 問 (平成 2 5 年第 2 回中間市議会定例会)
平成 2 5 年 6 月 6 日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
佐々木 晴 一	中鶴地区の住環境について 中鶴地区の公営住宅は、築年数が古く耐震強度的にも今の耐震基準には対応していません。また、高齢化した入居者に対する設備不足や、若い世代のための駐車場においても不備があると思われます。何より、近隣に暴力団事務所があるがゆえに、子どもを持つ世帯は、いつも不安を抱えています。 中鶴地区の住環境の整備如何は、将来的な北九州市との合併を進めるにおいての、アキレス腱にもなる問題と思われます。松下市長の考えを聞かせてください。	市 長
	職員の不祥事に対する綱紀粛正について 5 月 1 9 日、生活保護不正受給事件で、3 人目の逮捕者が、職員からまた出ました。田中道被告から端を発したこれらの逮捕者が、中間市役所職員から出た事実を深く受け止め、中間市役所一丸となって綱紀粛正を図っていかなくてはならないときです。松下市長の今後の対策を聞かせてください。	市 長
	中間市立病院の建て替えについて 公立病院は、民間の病院と違い、利益優先の経営ではなく、民間ではできない不採算部門をも受け入れ、社会的弱者に手を差し伸べることができる、医療の最後の砦です。 中間市立病院においても、経営の改善や最先端医療の導入や耐震化のためにも、私も建て替えが望ましいと考えますが、松下市長の今後の実現までの計画をお聞かせください。	市 長
藤 本 利 彦	生活保護費不正受給事件について ①警察に押収されている関係書類の状況はどのようになっているのか。 ②市長の責任の取り方と時期について伺います。	市 長
原 田 隆 博	生活保護費不正受給事件について 今回の生活保護費不正受給事件を含めて、この 2 ～ 3 年の市職員の不祥事について、市長の管理監督者としての責任の取り方と出处進退について伺います。	市 長

— 一 般 質 問 — (平成 2 5 年第 2 回中間市議会定例会)
平成 2 5 年 6 月 6 日

NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
田 口 澄 雄	生活保護費の基準引き下げが実施された場合の影響緩和策について 政府は今年 8 月から生活保護費の基準額を大幅に引き下げようとしています。これが実施されるなら、生活保護の被保護者以外の市民にも多くの負担増等の影響が予想されます。市として、どう対処するのか、見解を伺います。 ①就学援助の基準はどうなるのか。 ②国民健康保険の減免はどうなるのか。 ③介護保険の減免はどうなるのか。 ④市民税の課税最低限度額はどうか。	市 長 関係部課長
	国民健康保険の医療費減免の通院への拡大について 国民健康保険の医療費の減免は、昨年の 2 月から入院のみ減免の適用がなされていますが、その利用状況と、通院への拡大について伺います。	市 長 関係部課長
青 木 孝 子	保健事業について 乳幼児健診は地域の親子の健康を守ることを目的に実施されていますが、虐待の早期発見と予防する場としても重要視されています。 また、基本健康診査の受診率の高い市町村ほど高齢者の 1 人当たりの診療費が低いという分析結果が出ています。 乳幼児健診・基本健診の実態と保健事業をより充実するための対策について伺います。	市 長 関係部課長
	介護保険制度について 昨年の介護保険の改定で、生活援助（洗濯・掃除・調理・買い物など）の時間が「30 分以上 60 分未満」、「60 分以上」の時間区分が「20 分以上 45 分未満」、「45 分以上」に短縮されました。 生活援助の時間短縮によって、「時間・仕事に追われて話もゆっくりできない」など、高齢者にとって大切な会話や「コミュニケーション」が削られています。実態調査を行い、改善を図るべきではありませんか。市長の所見を伺います。	市 長 関係部課長
	小・中学校のエアコン設置について 昨年の夏も 35℃を超える猛暑日が続きました。 「学校環境衛生基準」では教室の望ましい気温として、夏場は 25℃～28℃、冬場は 18℃～20℃となっています。 子どもたちの健康と学ぶ環境を保障するために、教室にエアコンを設置すべきではありませんか。 市内の学校教室の気温の実態とその対策について、所見を伺います。	教 育 長 関係部課長
宮 下 寛	コミュニティバス実施について 市長は、4 月 5 日に行われた記者会見で、「コミュニティバスを実現する」ことを発表しておられる。 市民の皆さんが、「一日でも早く走らせてほしい」と切望していることで、共産党議員団も再三再四取り上げてきたところです。 どのような計画の下で実施しようとしているのか伺いたい。またコミュニティバスは、市民の協力が不可欠です。そのために、市はどのような手立てを考えておられるのか伺いたい。	市 長 関係部課長
	公契約について 先に、「公契約条例制定について」の質問の際に、「検討する」との答弁をされたが、その後の状況、並びに見解を伺いたい。	市 長 関係部課長

午前 9 時 57 分開議

○議長（片岡 誠二君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は 19 名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 一般質問

○議長（片岡 誠二君）

これより日程第 1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、佐々木晴一君。

○議員（4 番 佐々木晴一君）

おはようございます。中間クラブの佐々木晴一でございます。質問通告書に基づきまして、中間市の職員不祥事に対する綱紀粛正及び関連をもちまして、中間市立病院の建て替えについて質問をさせていただきます。

ご存じのように、きのう、生活保護費不正受給事件についての全員協議会が行われました。これは本会議場で行われ、市内各所においてテレビ中継がされております。こういうチラシが全戸にまかれておりましたので、多くの市民の皆様が会議場に訪れ、また、あるいは各施設のテレビにおいて見られたことと思います。

市役所のロビー、あるいは市立病院、中央公民館、ハピネスなかま等で放映がされております。市立病院でもこれが放映がされたようでございます。

こういうことがいまだかつてなかったから不慣れだったのかもしれませんが、きのう、中間市立病院でこの放映がされたために、多くの傍聴希望者が市立病院に駆けつけたみたいです。それは患者ではなく、一般市民の方も多くが来られて、それも多くの人が傍聴を目的に来られているがゆえにテレビの音量も非常に大きくされていたみたいです。

ですから、治療のために来られている受診の患者の皆さんが座れない、そしてまた、ボリュームが大きくて頭が痛いという声も聞いております。こういった全員協議会を開いて、チラシをまいて、市立病院をそういう視聴できる場所に指定したというのは、これはちょっと問題だったかなと、今までこういうことがなかったのでこういうのが起きたのかもしれない。

患者ならともかく、患者ではない一般市民の皆様がこういう市立病院で傍聴を目的に来られた、それも多く来られた、そしてボリュームをそのために大きくした、これは一つ問題じゃないかなと思っております。

そして、あえて今回私も一般質問でこうして中間市の生活保護費不正受給事件について

の一般質問をしております。一般質問の前に、きのう全員協議会が行われて、質問も出し尽くし、きょう語ることも本当にならないような状況でございます。これは、一般質問の前に本当はやってほしくなかった。

私は、常々議会軽視だと、きのうも言わしていただきました。市長もきのうそういう発言をされました。確かに一般質問をしている者からしたら、これは非常に屈辱的なものです。これは議会の会期外で本当なら全員協議会をやってほしかった。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木議員、通告に従って質問をしてください。

○議員（４番 佐々木晴一君）

はい。ですから、これを言うております。意見として言わしていただきます。

そして、質問の本題に入らしていただきますけども、中間市立病院の建て替えについて、まずこれ１点について言わしていただきます。

公立病院というのは、民間病院と違い、利益優先の経営ではなく、民間ではできない不採算部門をも受け入れ、社会的弱者に手を差し伸べることができる、医療の最後のとりでです。

中間市立病院においても、経営の改善や最先端医療の導入や耐震化のためにも、私も建て替えが望ましいと考えています。松下市長のその点についてのお考えを聞きたいと思っておりますが、かつて平成２０年に中間市立病院の改革プランを発表されて、そして、昨年の１月１４日、中間市立病院を考える特別委員会で改めて松下市長は中間市立病院を建て替えるということを明言されました。

しかし、現状はなかなか経営が改善されておられません。ですので、なかなかそれが建て替えのめどが実際のところはない状態ではないかなと思っております。

私が、昨年の１２月議会で一般質問をさせていただいたときに、この建て替えの基準となるものは何かということを経営に問いましたところ、中間市立病院の三島事務長より、建て替えの判断基準として、経常収支比率１００％、医業収支比率１００％、病床利用率１００％をいくことだと言ってくださいました。

この目標達成がこの建て替えの基準となると思いますが、いつまでに、具体的にどのようにしてこれらの三つの目標を達成されるおつもりかお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。中間市立病院は、開設以来、地域の拠点病院として、市民の生命と健康を守るという重要な役割を担っております。訪問診療・看護・リハビリ等を行うとともに、健康教室など予防医療にも取り組み、地域住民の健康に大き

く貢献し、地域にとって不可欠なものとなっております。

このことは、昨年１２月に出されました中間市行政経営改革有識者会議の答申においても確認をされているところでございます。

また、超高齢者化社会に向かう中、本市の高齢化率は高く、医療ニーズは増加をしていることから今後、市立病院の果たす役割というのは、これまで以上に大きなものになるろうと考えております。

現在の建物は、築３６年で老朽化が進み、耐震基準にも適合していないということから建て替えは必要だと、そのように思っております。

ただ、その建て替えの具体的な時期、今後の計画等々につきましては、当然、経営形態というの大きなウエートを占めると思っておりますが、今後、このことも議会と十分に協議をしながら検討をしていきたいなと、そんなふうに思っております。

先ほど、ベッドの利用率等も１００％、これはなかなかちょっと難しい数字でございますが、少しでも経営改善に向かう努力を現在、病院のほうにもしっかりとやってもらっていますので、そのような状況を見ながら、また、このことはいついつまでということで、ここで答弁できる問題でもございませんので、十分、議員含めたその議会のほうで検討をさせていただきたいなと、そのように思っております。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（４番 佐々木晴一君）

これから経営改革を本当に断行していただかないといけないわけですが、経営改革をしていくにおいても、先ほど申し上げましたように、患者さんよりも一般傍聴者を優先してしまったようなきのうの状況、今後ああいう場があったときに、市立病院をああいう傍聴の場にすべきかどうか、その点は、お答えを。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

患者様が薬をもらう、また、診療時間、待ち時間の間に、通常このような議会等々をテレビで見られるということは大変意義深い、そのように思っておりますが、今回、あんなふうでビラで配付すればたくさんの方が来られるということは予測されます。

そして、ビラの中にも「ハーモニーホール」が抜けて書いてございません。当然、水曜日はハーモニーホールが休館だから、そのチラシの中には書いてなかったと思いますが、そういう中で、市立病院というのは、皆さん見に来てくださいよということになれば、当然こういうことになるということは予測されたことだと、そんなふうに思っております。

私も報告は受けております。少し混乱したということは、そういう中で、それなら事前に相談あったのかという、そのお話の中で、事務長のほうには全くそういう場所に使うと

いうことは相談なかったということで、患者様には大変ご迷惑をかけたということと
しております。

○議員（４番 佐々木晴一君）

今後ともまたこういう……

○議長（片岡 誠二君）

挙手をしてお願いします。佐々木晴一君。

○議員（４番 佐々木晴一君）

今後またこういうチラシが配られるかどうかわかりませんが、もしもそういうときには、
ぜひとも市立病院は外していただいて、あそこはあくまでも患者さんたちが視聴する場
であり、一般の市民の皆さんが受診以外で、傍聴目的だけで市立病院を訪ねて行くという
のは今後改めていただきたいと思います。とっております。

そして、今後、病院の改革をしていかななくてはなりません。かつて私、一般質問でも言
いましたけれども、平成２２年１１月に厚労省の監査が入りまして、平成２２年１２月か
ら閉鎖して、平成２２年度は３月までの４カ月間、そして、平成２３年度は４月から８
月までの５カ月間、３階病棟を閉鎖することによって、２２年度、２３年度決算が非常に悪
くなっております。

こういったことから、経営改革においては、こういう失態がないように、また、
２３年度決算においては７億３，３００万円近くの累積欠損金が出ております。こうい
ったことを解消していくすべを早く見つけていただきたいと思います。

そして、私個人的には、公立病院ということで、私かつて市内で交通事故に遭ったとき、
中間市立病院に駆け込んだことがあったんですけども、そのときは救急車じゃなかったも
んですから、時間外ということで中村整形外科のほうに行ったんですけども、やっぱり市
民の皆様のための病院のはずなのに、受付時間が７時から１１時までと短いゆえに、市
民の本当に必要とする人が受診できないという現状もございます。

ですので、通谷の個人病院においては、朝７時、８時から受け付けを始めて５時、６時
までやっております。先生１人で遅くまで対応し、また、休みのときでもお願いをすれば
診てもらえるという個人病院です。

そういった個人病院の姿勢を見習って、中間市立病院、市民の皆さんの医療の最後のと
りでということで、市民が本当に駆け込む最後の頼みの綱というところですから、ですか
ら、こういった受診時間もちょっと見直していただきたい。

多くの学生さんが休んで午後に来る、また、サラリーマンが仕事を終わって来る、こう
いったときも市立病院を利用していただきたい。そのためにも受診時間をちょっと見直し
ていただきたい。これが私の願いです。そしたらもっと患者さんも増え、入院患者も増え、
経営も改善できるんじゃないかと、私個人的には、素人ですけども思います。そういった
ことも少し考えていただきたいと思います。とっております。

次に、質問変わりました、中鶴地区の住環境について質問をさせていただきます。

中鶴地区の公営住宅は、築年数が古く耐震強度的にも今の耐震基準には対応していません。また、高齢化した入居者に対する設備不足や、若い世代のための駐車場においても不備があると思われます。何より、近隣に暴力団事務所があるがゆえに、子どもを持つ世帯は、いつも不安を抱えています。

中鶴地区の住環境の整備いかんは、将来的な北九州市との合併を進めるにおいての、アキレス腱にもなる問題と思われます。

個人的にでございますが、この6月というのは、ちょうど5年前の平成20年6月25日に5,897名の有効署名を北九州の北橋市長に提出した回答が返ってきた日でございます。

「機運が醸成されておらず、時期尚早」という回答が6月25日に返ってきて、あれから5年たったものですから、もうそろそろ5年たったから、北橋市長のお気持ちはどうかなと思って、先日個人的にお願いに行ったところでございます。しかし、いい返事はもらえませんでした。

その中で、やはり、北橋市長も中鶴地区の住環境のことを少し心配しておられるなということを感じました。そして、今回、松下市長も選挙公約の中において、中鶴地区の住環境ということを書いておられます。これは私も松下市長も非常に大切な、中間市において本当に大切な改革の地域だと思っております。

そこで、公約にも挙げていらっしゃる松下市長でございますので、具体的に、どのようにこの中鶴地域を改革していかれようとしておられるのか、お聞かせください。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。中鶴地区の市営住宅は、264戸ございます。議員ご指摘のとおり、いずれも現在の耐震基準に対応いたしておりません。

また、お住まいの方も高齢化率55%に達しておりまして、その高齢者対策といたしまして、平成15年から19年、この間にかけまして、室内階段に手すりを設置いたしております。

しかしながら、屋外の段差等々、いまだ解消できていない状況にもございます。

また、駐車場に関しましても、当時の市営住宅の駐車場は認められておりません。そういう中で、近隣に中鶴市営有料駐車場が106区画あるわけでございますが、その市営住宅と少し離れておるものですから、利用度がちょっと悪いなど、そのように思って、利便性にも欠けております。

いずれにいたしましても、昨年度私ども策定いたしました中間市公営住宅長寿命化計画の中で、この中鶴地区の市営住宅は建て替えが必要であると、そのようになっております。

私自身もこの地区の住環境整備は早急な課題であると本当に強く思っているところでございます。

このことから、中間市営住宅整備基準に基づきまして、市の施策に応じました画一的な市営住宅じゃなくて、若い人が住めるような、また、2人住まいの方、単身者というような、バラエティーに富んだ市営住宅に建て替えられたらなど、そんなふうに思っているところでございます。

また、市営住宅の整備だけではございません。近くに県営住宅ございまして、その県営住宅の建て替え、整備等々も、今県のほうにお願いをいたしているところでございます。

また、そのような県営住宅も含めまして、近くに暴力団事務所等々もございます。そのことも含めた中で、中鶴地区全体の住環境整備をやっていききたい、そのように思っているところでございます。

いろんなやり方あるかと思いますが、私自身はPFI、民間資金、民間活力を利用したそのようなことも一つの選択肢にあるんじゃないか、そのように思っているところでございます。

しかしながら、これもまた大きな事業でございます。今後の計画等々につきましても議員の皆様、議会に十分ご相談しながら前向きに検討をさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

中鶴地域の市営住宅の大半が、炭住からの改良住宅が大半でございます。それゆえに非常に老朽化も激しく、構造的にも設備的にも不備が非常にあると思っております。

ですので、早くこの市営住宅を建て替えるとともに、住環境を本当に早く整備していただきたい。

あそこは、当然、駐車場も見るからにおいて少ないと思っております。264戸に対して駐車場は何台あるんでしょうか。そしてまた、高齢者のためにバリアフリー化とか手すり等の整備はされているんでしょうか、そこら辺、担当部署に聞きたいと思っております。

○議長（片岡 誠二君）

後藤建設産業部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。駐車場台数につきましては、先ほど市長がお答えしましたように、106区画ございます。そのうち契約可能台数としては99台。実質的には、近隣のその駐車場においては52台の契約、まだ半数近くがあいた状態になっております。

また、バリアフリーにつきましては、今後計画する上では玄関や入り口、そして、室内においても敷居等の段差を解消した計画を進めていききたいと思っております。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（４番 佐々木晴一君）

それで、心配なのは、公営住宅、市営住宅ですので、高齢者の方が室内において介護保険等で手すりなどをつけることはできるかどうか、ここら辺も確認で、担当部署に、介護保険課でしょうか、聞かしてください。そちらです。担当部署に。

○議長（片岡 誠二君）

小南介護保険課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えします。住宅改修につきましては、原課のほう、都市整備課のほうに家主ということで許可をいただければ工事はできるようになっております。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（４番 佐々木晴一君）

多分、私の調べた限り、余りそういう整備が本当に進んでいないみたいですので、今後、市長の先ほどの答弁にありますように、高齢者向けの市営住宅、また、若者向け、単身者向けとか、いろんなタイプを合わせて今度は高層タイプの市営住宅をつくっていただけるんじゃないかなと思っております。

そしたら若者向けにしっかりと駐車場も確保できる駐車場がある市営住宅になるんじゃないかなと思っておりますが、実際、市長、公約にも挙げていますけども、大体どれくらい、急いだらどれくらいにおいて建て替えが可能なのでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これ建て替える、建て替えんは別といたしまして、建設産業部長、意識調査、住民の調査を含めて、設計段階がどれぐらいかかるのか、これは、基本的なことを部長のほうからちょっと。

○議長（片岡 誠二君）

後藤建設産業部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。長寿命化計画の中で、皆様の意向調査というのを実施しております。その形の中で、やっぱり皆さんほとんどの方が、住まわれている方はその場所に新しくなって家賃が若干上がってもそのまま住みたいという意向調査の結果が出ております。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

行徳副市長。

○副市長（行徳 幸弘君）

お答えいたします。今、部長が申し上げましたように、まず、一番最初に必要なものは住民の意向調査でございます。これ過去に、直近では土手ノ内の建て替え時にやはり意向調査、意識調査に二、三年要しております。

そして、またその中には、建設時の代替えの住居、そういったものの手当てをどうするかとか、また、家族構成によっては学童の通学の問題とか、いろんな大きな問題を抱えておりますので、やはり、意向調査だけでも二、三年はかかる。

そして、それからのスケジュールといたしましては、国・県あたりとの協議になってまいります。

そして、設計業務につきましては、基本設計、あるいは実施設計、これらにやはり1年ぐらひは要します。

そして、また意向調査によって建て替えを希望される戸数、または今後入居される予測等も含めた戸数の決定をいたしますので、それらがわかって設計に移行しますので、相当数の時間はかかりますが、今、市長が答弁いたしましたように、仮に民間活力を利用するということであれば、これは少しスケジュール的にはそういう設計、建設等は早まるのではなかろうかというふうに考えられます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

今の副市長の答弁からも、大体七、八年急いでもかかると思ってよろしいのでしょうか。どうですか。七、八年かかると思ってもよろしいんですか。

○議長（片岡 誠二君）

行徳副市長。

○副市長（行徳 幸弘君）

それはちょっと、土手ノ内の直近の経緯を踏まえた話でございますので、やはり、中鶴地区についてそのままのスケジュール期間を要するかというのはちょっと図りかねますけれども、そういう経緯、経験を踏まえたところでスピードアップはできるというふうには考えております。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

それで、中鶴地区の住環境整備において、何ととってもポイントは、極政組の暴力団事務所のことでございます。幾らあそこがきれいになって建て替えができたとしても、極政組の事務所がああいう中心的な場所にどんとありますと、どうやっても住環境がいいとは言えません。誰もが子どもを持つ世代においては不安を感じますし、どの市民も不安を感じます。

中間市は、とりわけ発砲事件などが多発しているまちでございます。この場所において暴力団事務所がでんとあるというのは、非常に近隣の市民を初め、全市民が不安を感じているところでございます。

しかし、あそこの組事務所は借家ではなく、所有物件のようでございますけども、近隣の自治体においても暴力団事務所の排除・撤去等に成功した自治体もあるようでございますが、この中鶴地区での極政組事務所を、あそこをどいていただく方法として、市長はどのような方法を考えておられるか、お答えください。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私ども市営住宅建て替えの、最初に危険度の高い5階建ての店舗付き市営住宅がございます。あれを最初にしなければいけません。あの位置に建て替えということになれば、当然、組事務所も、市営住宅建て替えの支障物件ということで、移転のお願いをしなければいけません。

それと、裏のほうにも八百屋さんとお好み焼き屋さん、そういうのもございますので、それと同じ考えといたしまして、これは移転していただかなければならない、そんなふうな、これは私の、まだ議会のほうに何もこの話しておりませんので、また議会軽視っていう話になるかもしれませんが、私の思いとすれば、これは大体決まっているんですが、5階建てを最初に手をつけたい。

そうなれば、必然的にそのような支障物件、移転してもらわなければいけませんので、そのときには解消できるんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

今、市長答弁の中で「支障物件」という言葉、その支障物件というのは、どういった物件で、また、どういった法律を使って交渉していくということでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私ども用地取得等々する場合は、収用法が基本になります。これは公権力の収用という

ことじゃなくて、市が事業をするとき、このような事業をするときは用地取得していいですよと、そのかわり税金の控除対象になりますよというような、収用法がございまして、その収用法を根拠に用地取得をしてまいりたいと、そのように思っております。

○議員（４番 佐々木晴一君）

わかりました。その収用法を使うという答弁でしたけども、それがうまくいけばいいんですけども、全国的にはなかなか収用法の適用事例が余りないようでございますけども、ここら辺のところを私心配しますが、ここら辺のところ、念を押して、大丈夫かということをお願いします。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど、収用法といえば、権力で有無を言わず収用するというイメージがございしますが、そういうことではございません。これは、そういうふうな公権力を使うような収用法というのは全国的にもまれなケースでございます。

その収用法の中に、市が事業をする、こういう事業に対して用地取得をしていいですよというのがあるわけでございます。

その収用法で買った用地等々については税金の控除ありますよという、そういう部分で私どもが取得に行くわけでございまして、収用という法の名前であれば、何か強制的に収用するような話でございますけど、そういうことじゃございませんで、これは端的に言いますと、税対策のための収用法を使うということでございます。

しかし、その収用法に書いてある事業でなければ、私どもは用地取得ができないということにもなっております。

○議員（４番 佐々木晴一君）

わかりました。

最後に、きのうの全員協議会でも問われました職員の不祥事に対する綱紀粛正についてお伺いをさせていただきます。

今回の件は、生活保護費不正受給事件についてでございますけども、懸念するところは、これ以外にもいろんなことにおいて職員の不祥事があるんじゃないかと懸念するわけでございますけども、そこで、これを契機に、本当に再発防止のための綱紀粛正というものをしっかりとやっていかなくってはなりません。

今議会におきましても、職員倫理条例の改正案が出ておりまして、そして、今度新しく職員倫理審査会を中間市コンプライアンス委員会という組織に改めて、調査権限も与えて、５人の委員に委嘱するようでございますけども、この５人の方に、これは今までかつてない民間の方に調査権限を与えるということでございます。これは非常に外部の人に調査権限を当たるということは画期的なことだと思っております。

その調査権限の範囲、役所であればどんな立場の人でも、どんな組織でも入り込んでもいいということでしょうか、そこら辺のところ、この場をおかりして、お聞かせください。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

今おっしゃったように、このたび職員倫理条例を改正いたしまして、職員倫理審査会の名称も「コンプライアンス委員会」というふうに改称いたします。

そして、その中で、所掌事務につきましても追加をいたしまして、公益通報に関する事務についても、こちらが、コンプライアンス委員会が窓口になって、そこで一定の調査権をもって調査していくという、そういう条例改正になっております。

どこまでの調査権かということですが、これは捜査機関ではございませんので、一定の制限は当然あるものと思いますけども、今現在、ここまでが調査できるものであるとかいう、そういう具体的な制約についてはまだ定めておりません。

今回、条例改正が通りましたら、今後どこまでの権限を持って調査していくかというようなことは検討してまいらなくてはならないと考えております。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

この綱紀粛正において、最近非常にいいことがございました。松下市長の英断におきまして、休み時間以外はたばこの喫煙を、喫煙場を自粛するよという通達の中で、非常に前とは違いまして、勤務中であろうが何であろうが、前はぷかぷか吸っているのをよく見ましたけども、最近はそれが大分減ってきているなと（「全然変わっとらん」の声あり）

少しは変わっております。（「変わっとらん」の声あり）勤務中吸っている方もいらっしやいますけども、しかし、前ほどは多くなっていないと思います。

しかし、こういったことから、やはり、こんな生保事件の大きな問題は、こういう小さいことからの気の緩みから発展してきたものだと思っております。

さらに、こういったことに対する綱紀粛正というものをやっていかななくてはなりませんし、また、常々、前から言っておりましたように、職員厚生会に対する公費支出においても、結婚したら6万とか、再婚したら3万とか、そういった、退職者の医療費まで出すという手当、こういったことに公費を出していくというのは、今後ともどうかと私は思うわけでございます。

そういったことから、綱紀粛正ということはやっていかななくてはならないと思いますし、また、人事評価制度、今、管理職において行われておりますけども、こういったこと

も一般職員全職員に対しての人事評価制度を充実していかななくてはならないと思っておりますが、この人事評価制度、これから、松下市長としてはどんどん進めていきたいと思っておりますでしょうか、そこら辺のところを。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われるとおりでございます。

○議員（４番 佐々木晴一君）

はい。じゃ、これを、本当に今、管理職対象だけでございますが、一般職員にも、これを、使っていただいて、また、コンプライアンス委員会における調査権限も本当にオープンにさせていただいて、非常に外からの監視の目を強くしていただくこともやっていきたいなと思っています。

我々議員においても、本当に今回の不祥事、ただただ市長や執行部だけの責任ではない、議会の責任、これは非常に強い。昨日も私は全員協議会、正式な議会じゃない中で「議会解散」という発言をしましたけれども、しかし、議員も襟を正して今回のことについて本当に責任を強く感じていかななくてはならないと思っています。

市長及び管理職職員、議会、これが全てが今回の件を通して、非常に心から悔い改めをして再出発をしていかななくてはならないと思っています。

折りしも６月３０日、中間市長選挙、誰が今度新しいリーダーになっていくのかわかりませんが、その今回の新しいリーダーは当然、職員と議員とともに再出発の決意で臨んでいかれると思いますので、どうか新しい中間市をつくっていただきますようお願いいたします。

以上で、質問を終わらさせていただきます。（発言の声あり）

.....

○議長（片岡 誠二君）

次に、藤本利彦君。

○議員（１４番 藤本 利彦君）

おはようございます。新創会の藤本利彦でございます。生活保護費不正受給事件に関連して質問をさせていただきます。

きのう行われました全員協議会と重なる部分もあろうかと思いますが、きょうは本会議ですので、明確な答弁をお願いいたします。

まず、警察に押収されている関係書類の状況について伺います。

書類はもらったんでしょうか。返ってきましたか。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。書類は現在のところまだ返ってきておりません。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（14番 藤本 利彦君）

戻ってなければ、業務に支障は出ていませんか。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

保護課のほうにおきましては、廃止台帳が大部分を占めておりますので、業務に支障を来している状況は現在のところありません。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（14番 藤本 利彦君）

保護課というのはどこですか。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

済みません。生活支援課でございます。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（14番 藤本 利彦君）

ぜひ、そういうことをきっちりと認識してもらいたいです。生活支援課ですよね。

業務に支障がないということで、今、部長言われましたが、実際実務をやっておる課長はどんなぐあいですか。

○議長（片岡 誠二君）

石田生活支援課長。

○生活支援課長（石田 浩君）

押収された保護台帳に関しては、1年分程度をコピーをとっております。3月末までに台帳に関しては電話による問い合わせを十数回やっております。

それから、4月以降、廃止台帳はコピーなどっておりませんので、その関係上、2名のケースワーカーが折尾警察署のほうに出向いて、保護台帳、廃止台帳の確認をとるという手間暇はかかっているというのが現状であります。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（１４番 藤本 利彦君）

そういうところで、部長と現場の課長との意見が違うわけです。

だから、これは、現場が本当に業務に支障のないようにぜひやってもらいたいと思います。折尾署まで車を走らしてコピーをとってくる、じゃ、経費はどっから払うかと、税金で払いよるわけでしょ。そういうことも考えていただければ、そういうことのないように一日も早く戻していただくように何か努力はされましたか。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。警察のほうには何度もコピーなり返還の申し出は行いましたが、返還できないということで回答をいただいております。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（１４番 藤本 利彦君）

私は、はっきりと調べたわけではないんですが、聞くところによると、行政で押収された書類は、県のほうにお願いすると、なるべく早く返していただけるといようなことも聞いたことあるんです。

だから、そういうことも調べた中で、やっぱり一日も早く返していただいたほうがいいと思います。

ぜひ、そういうふうにやっていただきたいと思います。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

議員おっしゃいますように、県の保護・援護課のほうにお願いして、県のほうからも台帳の返還、またコピーということもお願いしていただきましたけれども、返答は同じでございました。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（１４番 藤本 利彦君）

一番大事なことは、業務がスムーズに行われることを第一にぜひ努力をしていただきたいと思います。

次に、生活支援課に不正受給の再発防止策として、新規申請者面接員を４月１日より配属されましたが、５月末で退職しています。これはどういうことですか。市長、よろしくお願いします。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私どもは、ケースワーカー経験者、それと課長経験者ということで、適任ということで配置をいたしたところでございますが、本人の事情によりまして、退職願が急に出了ましたものですから、現在その後、後任につきましては早急に対応してまいりたいと、これが、やはり、専門性の高い部分でございますので、その人選についてももしっかり検討してまいりたい、そんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（14番 藤本 利彦君）

これ、市長が、再発防止ということで何か力強く言われた記憶がございます。その引きとめ工作ということはされなかったのか。

それともう一つ、その退職者と市長は面談をされましたか。

○議長（片岡 誠二君）

行徳副市長。

○副市長（行徳 幸弘君）

私のほうで面談をいたしました。

○議長（片岡 誠二君）

はい、藤本利彦君。

○議員（14番 藤本 利彦君）

これだけ大事なことなのに、市長が、大見得とは失礼な言葉かもしれませんが、「やります」ということで言われた中で、1カ月で終わるということであれば、これは市長自らが「どういうことか」と聞かれてもいいんじゃないかなと思います。

ぜひ、早急に後の配属もお願いいたします。

次に、市長の責任のとり方と時期についてを伺います。

これは全くきのうとかぶることだと思うんですが、市長は、きのうの全協の中で、「6月、7月分の給料及び夏のボーナスは要りません」と言われておりました。また、職員については5月31日付で3名の免職も発表されました。市長自身もその日に責任をとったと理解していいんでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

責任というより、私に対するやはり懲戒といいますか、そういう意識であります。

私の責任のとり方につきましては、このように大変多くの市民の皆様方にご迷惑をかけ

た、この３人の逮捕ということにつきましては、本当に心からおわびを申し上げるところでございます。

しかし、私の代で起きたこのような事件を、私がきっちり最後まで決着をつけたいと、そのような思いでございますし、この市民への信頼回復のために全力で取り組むことが私の使命、そのように強く思っております。

そういう意味で、現在、３期目を目指して頑張らしていただいているところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（１４番 藤本 利彦君）

今言われましたように、そういうコメントも記者発表の中でもあっておりました。次の選挙に立候補するのが自分の責任のとり方だというような意味合いで私もとりましたが、私の気持ちなんです、２期８年の間に９回もの不祥事を繰り返し、市政への市民の信頼を著しく失墜させた松下市長の政治的責任はきわめて重いと言わなければなりません。

職員を処分し、自身の給料を下げたほど軽いものではありません。

市長、あなたは４万５、０００人の市民の負託を受け、４５０人の職員を統括する組織のトップとしての資質に欠け、中間市を運営する能力を有してないと思っております。

（発言の声あり）

待ってください。私のまだ質問中です。

６月３０日には市長選が行われます。これにも松下市長、立候補されております。あとは中間市民の皆様判断をお任せしたいと思います。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

判断、任せるのはいいんですけども、私自身、今の立場におけるのは、やはり市民の負託を得てこの立場におります。

そういう中で、現在、選挙を戦っている中で、これは少し選挙妨害的なことにもなるんじゃないか、そんなふうに思っているところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（１４番 藤本 利彦君）

いや、決して選挙妨害にはならないと思います。私一議員としてのこれは気持ちですから、なりません。

以上で終わります。

.....

○議長（片岡 誠二君）

次に、原田隆博君。

○議員（１５番 原田 隆博君）

おはようございます。新創会の原田隆博でございます。質問通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

生活保護費の不正受給事件についてということで質問通告書には出しておりましたが、今、藤本議員とまるつきり同じ質問になってしまいまして、市長の答えもまるつきり一緒だと思います。

それで、私、きのうの全員協議会で一つ気になった点がありますので、その点だけご質問させていただきます。

きのうの全員協議会で、市長は冒頭、議員に対しては、おわびの言葉と挨拶をされましたが、たくさんの傍聴者の市民の方にはおわびもなく、挨拶もなく、それで始まってしまいました。私、大変残念なことだと思います。

市民の方、多くの方が見られている、傍聴に来ていただいている、それからまた、外部でモニターを見られている多くの市民の皆様に対して、一言何でおわびができなかったのかなと、その辺が非常に残念でございます。

その点について、市長のお気持ちをお伺いします。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私どもは、議員さんたちが市民の代表という強い認識を持っております。やはり、それなりの市民の負託を得て議員さんになられておるわけでございます。当然、そのように、議員さん方へのおわびは冒頭申し上げましたけれども、傍聴席、また、テレビを通じた市民の皆様方におわび申し上げることができなかったということは、本当に反省をいたしております。

改めまして、きょうもテレビ見ておられる方おられると思いますが、今回このように3名も逮捕されるという不祥事、起きましたことに対しまして、管理監督責任を十分痛感をいたしております。

そういう意味で、市民の皆様方に対しまして心より深くおわびを申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

○議長（片岡 誠二君）

はい、原田隆博君。

○議員（１５番 原田 隆博君）

以上で、私の質問を終わります。

.....

○議長（片岡 誠二君）

次に、田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。通告に従って質問をいたします。

生活保護の不祥事問題が続いていますけど、私のほうは、一般通告の中で生活保護を上げていますが、不祥事問題ではありませんので、あらかじめお話しておきます。

政府はことし8月から生活保護受給中の96%の世帯を対象に生活保護基準の引き下げを行おうとしています。削減額は3年かけて約670億円、率にして6.5%にもなろうとしていますので、都市部に住む40歳夫婦と子ども2人の世帯では、一月当たり2万円の減額になるとのことです。そのこと自体も大変なことで問題があるんですが、本日の私の一般質問の主題は、そのことは別の機会に譲るとして、生活保護基準の引き下げが及ぼす生活保護以外の世帯の方への影響についてお聞きをしたいと思います。

生活保護の基準につきましては、生活保護制度という国の行政の分野で決定がなされますので、それを改めさせるには、国政の舞台でのやりとりとなります。しかし、その結果として、生活保護世帯以外の世帯にも数多くの影響が出てまいります。これにどう対処するかは、地方自治体の市の姿勢一つで大きく変わってきます。具体的な問題に、市としてそのことにどう向き合うのかについて、一つ一つお聞きをしたいと思います。

具体的に行きます。生活保護の基準引き下げによる影響を調べましたら、全部で38項目にわたっています。それは保育所に関わる保育料の問題や、医療にかかわる問題あるいは介護保険や国民年金、幼稚園、私立高校の授業料、各種手当の免除、高校や大学の奨学金や授業料、NHKの放送の受信料と本当に多岐にわたっています。その一つ一つを列挙しながら、どうするのかなどとやり出しましたら、私に与えられた時間は十分ではありませんので、選んで質問をさせていただきます。

その中でも、市政に関して、市民全体を対象にした施策に絞ってお聞かせを願いたいと思いますが、まず、就学援助と、介護保険の減免と国民健康保険の医療費の自己負担分の減免についてです。

ただ、その前にこれらの影響の前提となる問題として、市県民税の課税・非課税の問題があると思います。まず課税課長にお聞きしますが、市県民税の扶養のない人の課税最低所得と、扶養がある人の課税最低所得、公式のようなものがあると思いますが、それについてはどのようなになっているのかお教え願いたいと思います。

○議長（片岡 誠二君）

貞末課税課長。

○課税課長（貞末 孝光君）

お答えいたします。扶養家族のいない方につきましては、前年の合計所得金額が31万5,000円以下の人で、扶養家族のある方につきましては、前年の合計所得金額が

31万5,000円に、本人プラスの控除対象配偶者プラスの扶養親族数を乗じまして18万9,000円を加算した額以下の方が非課税になります。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

ただいまの公式でいきますと、所得で大体、扶養のない人で50万4,000円になると思うんですが、これは給与収入ではどのぐらいになりますか。

○議長（片岡 誠二君）

貞末課税課長。

○課税課長（貞末 孝光君）

お答えします。給与収入で115万4,000円でございます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

ですから、市県民税の場合は年間115万4,000円ということになりましたら、月にして10万未満で課税になるということなんです。そして、年金の場合ですけど、65歳以上の場合は170万ぐらいになると思うんですけど、それで間違いありませんか、課税課長。

○議長（片岡 誠二君）

貞末課税課長。

○課税課長（貞末 孝光君）

お答えします。扶養家族のいない方については課税になります。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

それで結構なんですけど、大体これが月にして平均14万円ぐらいの収入になります。これがかかってくると、その世帯は市県民税の課税世帯というふうになるわけです。

課税課長にお聞きしますけど、生活保護の基準額が下がった場合、この金額についてはどのようになるのでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

貞末課税課長。

○課税課長（貞末 孝光君）

お答えいたします。過去の経緯からすれば、生活保護基準の見直しがあれば、非課税限度額の算定基礎につきましても見直しがあっておりますが、現時点では、わかっていることは、平成26年度以降の税制改正において対応するということでございますので、現時点では、詳細についてはわかっておりません。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

ということは、その効果といいますか、影響が出始めるのは平成26年度からということになるわけですね。ことしについてはまだ関係ないということですね。

○議長（片岡 誠二君）

貞末課税課長。

○課税課長（貞末 孝光君）

お答えします。現時点で、適用日については、詳細にはわかっておりません。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

実は、今回のこの措置での影響の出方については2種類あります。その一つが、今の質問にありましたように、収入は全く変わらない、むしろ下がった場合でも、基準額の引き下げで市県民税の今まで非課税の方が課税となった場合、いろんな不都合が生じる場合と、もう一つは、生活保護の基準額をそのまま使って、減免等の対象を現在絞り込んでいますので、今までどおりには課税・非課税関係なしで、生活保護の基準が下がったことだけで影響が出る場合です。

まず、介護保険のほうからお聞きしますが、介護保険の保険料の減免を今やっているとありますが、これは生活保護基準額の1.3倍ですが、これには年齢によって金額の異なる、これは生活保護の基準額なんですけど、1類の金額というのがあります。それと、世帯の人員によって支給額の異なる2類というのがあります。

介護保険の場合は、これに住宅扶助、これは該当するしないがありますが、住宅扶助の金額を合計して、その額の1.3倍、この基準が一つと、もう一つは、今言いました1類と2類の金額の合計に1.2倍を掛けて、この範囲内の預貯金であれば一応減免を認めると、そのほかにも細かい規定ありますが、大枠からいったらこういう内容になっていると思いますけど、これで間違いありませんか。

○議長（片岡 誠二君）

小南介護保険課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えします。今、議員が申されたとおりでございます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（３番 田口 澄雄君）

ことしの８月から生活保護の基準が下がった場合、この基準の下がった部分はいつから適用することになるのでしょうか。介護保険課長に。

○議長（片岡 誠二君）

小南介護保険課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えします。予定といたしましては、生活保護基準が下がる８月から対応という形で予定しております。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（３番 田口 澄雄君）

今、介護保険料の減免を実施中なんですが、その件数と、引き下げた額について教えてください。

○議長（片岡 誠二君）

小南介護保険課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えします。平成２４年度の実績で申しますと、件数といたしましては９件でございます。金額にいたしまして１１万１,７９０円でございます。

また、平成２５年度、これは５月末現在でございますが、件数としまして８件でございます。金額につきましては１３万５,２７０円となっております。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（３番 田口 澄雄君）

これも減免をするしないのときには、物すごく大きな予算が要るような話といいですか、不公平だとかいろんな話でやっとできたんですけども、額としても１０万程度なんです。こういう額というのは、介護保険料、大体１万３,０００人ぐらいの方が、今は１万４,０００人近いですか、払ってらして、６億ぐらい、７億なりの保険料の中で１０万上がるかという話で、これ１人当たり月にしてみましたら１円とか何円単位の話なんです。

こういう、本当に生活大変な中で、介護保険料、負担が大変だから何とかならないかという人に今やっている制度なんです。

ところが、国の生活保護の引き下げの中で、このような本当にぎりぎりのところでやっていらっしゃる方々に物すごい負担がやっぱり出てくるわけです。

ですから、こういう中身については、本当に人に優しいまちを標榜していたわけですので、しっかりやってほしいと思います。

それと、市の職員にしても、窓口でこういう窮状を訴えられた場合に、減免というのを本当に幅広くやってもらうというのは、市民に役立つという意識からも、市の職員としての姿勢の問題としても非常に大事なことだと思います。

そのときに、上のほうが、これはできないということと言われると、窓口の職員というのは、それを即市民に伝えるような伝言役のような、そういうことになりがちなんです。ですから、この辺はしっかりやってほしいと思います。

それと、介護保険の場合でもう一つ問題なのが、保険料そのものへの影響、こちらのほうも大きいんです。先ほどの影響の種類の中で述べたんですが、介護保険は市県民税の課税と非課税で保険料額がごろっと変わってまいります。

収入は全く変わらないか、逆に下がったのに、生活保護の基準が下がったために、市県民税が新たにかかってきた場合、今まで本人非課税で、非課税の場合はランクが八つあるうちの1、2、3になりますけど、その人の保険料は、本人課税にかわって5になった場合に保険料がどのようになるのでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

小南介護保険課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えします。第5段階になった場合は、月額で申しますと5,998円という保険料になります。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

今言いましたように5,998円、約6,000円ですが、一番多い人で一月当たり、今2,398円が5,998円、3,600円も上がるわけです。これは、生活保護の基準の1.3倍あたりで生活していらっしゃる方の引き上げ額です。これも一月です。一番少ない人で、このパターンで2,400円上がります。

また、本人は非課税でも、その他の家族の方が非課税から課税に変わった場合、この場合なんかでも、今までランクが1、2、3だった人が4ランクに変わるケース、その場合は一月当たりで1,900円以上上がるケースが出てまいります。

介護保険料そのものの問題は、まだ先の話にはなると思います。しかし、このままでは余りにひど過ぎますので、今までの例を見ましたら、国のほうは大概こんなとき激変緩和という措置を持ってくるんですけど、結果的には二、三年後に延ばすだけで、やっていることは、二、三年後には今言ったようなひどい状態をそのまま持ってくるというのが今までの国のやり方です。

このような状況が今予測できるわけですけど、実際に今、市民、国民の生活は、ことしの10月から年金が3年かけて2.5%引き下げられますし、その後はマクロ経済スライドということで、今まで年金やり過ぎただとか、物価が下がっているのに支払いし過ぎた、あるいは今後の出生なんかを見ながら0.9%ずつの引き下げを十数年にわたって続けようというとてもない話が今日の前に来ています。

こういう厳しい中で、本当に国民生活の中におけるこの介護保険の重みというのはだんだんひどくなってきているわけです。

ですから、担当課のいろんな会議だとか、あるいは市長会等、市長や担当課も含めて、折に触れてこういう問題については何とかするべきじゃないかというのを、横のつながり、縦のつながりで発信をしてほしいと思うんですが、市長、どんなふうでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど言われましたように、大変な影響のある項目38でございました。そういうあたり十分認識をした中で、これは当市だけの問題でございませんので、そういうふうな連携をとりながら、これまた私どもちょっと勉強をさしてもらわんと、今お話聞いた部分で、これは大変だなという思いしておりますので、私自身もしっかり勉強した中でそういうふうな連携をとってまいりたい、そのように思っております。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

この問題は、国そのものの問題と、設定するときに中間市自身の問題もありますので、その辺はよく勉強もされて、いい方向で解決してほしいと思います。

それと、次に就学援助についてお聞きをいたします。

この就学援助の対象は、生活保護費の基準額の今何倍まで認めていますか。学校教育課長。

○議長（片岡 誠二君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。1.25倍でございます。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

1.25倍ということですが、8月から生活保護の基準改定があった場合、その適用についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。国からの生活保護基準の見直しによる影響を受けないようにという通知がございまして、今年度については現行どおりの基準で実施いたします。

また、来年度以降につきましてもできるだけ影響を受けないように対応をしていきたいと考えております。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

影響を受けないようにというのは、たしか田村さんですか、彼が語っていることではあるんですが、具体的な施策は何もないんです。ただそういう話をしているだけなんです。

ですから、その辺はきちっとした、優しい対応を、市としても財政が伴いますので大変とは思いますが、本当に就学援助を受けていらっしゃる方も大変な生活の中にいるわけですから、配慮をした対応をしてほしいと思います。

ただ、ここで問題なのが、先ほどの介護保険は1.3倍なんです。就学援助は1.25倍なんです。考え方として、生活保護を受けていない世帯については、生活保護と同じ収入であれば、そこから税金、あるいは医療費、こういった教育費、こういった実費負担が伴って、生活、実際には健康で文化的な最低限度の生活を保障した生活保護の実態よりもずっと下回った生活を余儀なくされている方が多いわけです。

それで、介護保険や就学援助については、そこに一定の率を掛けて、そのことも考慮に入れた対応をしているわけですが、これは市長になるのか教育長になるのか私もわからなかったんですけど、同じ中間市の行政の中で、介護保険は1.3倍、就学援助は1.25倍というようになっていますけど、こういったのは統一すべきではないかと思いますが、両方にかかりますので、市長のほうにお聞きしたいと思いますが。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そのような率がどのような経過でなったのかというのは、私、済みません。存じておりませんので、そのような経緯も含めまして検討してまいりたいなと思っております。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

「検討をする」という答えでよろしいんですね。検討するというのは、よく何もしないことの代名詞に使われる場合がありますけども、これは本当に、その本当の意味での検討をお願いしたいと思います。

それでは、次に国民健康保険の医療費の一部負担金の窓口減免についてお聞きをいたします。

今、入院についてのみ窓口の一部負担金の減免制度がありますが、これは生活保護基準の何倍ですか。

○議長（片岡 誠二君）

濱田健康増進課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

お答えいたします。1.0倍でございます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

それで、生活保護の引き下げがあった場合のこの1.0倍なんですけど、この適用についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

濱田健康増進課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

お答えいたします。平成25年8月以降につきましては、国の補助基準の見直しに合わせて対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

国の基準どおりということです、8月から。

国保の減免は、もともと国の指導で実施したというところが実態ですけども、これも先ほどの就学援助と同じで、その率について問題があると思います。

国のほうも、その実施に当たっては、この国の基準にこだわる必要はないということをQ&Aでも述べています。1倍、つまり生活保護基準と同額というのは、先ほどの生保との比較の面でも、どう考えても不都合だと思います。これも含めて1.3倍ということで

統一する気持ちはありませんか。これは市長にお伺いしますが。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今ここで即答ということもまいりませんので、検討をさしていただきたい、そんなふう
に思っております。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

先ほども言いましたけど、同じ市役所の中で、ある部署は1.3倍、ある部署は
1.25倍、ある部署は1倍、こういった実態が、一つは縦割り行政の弊害だと思います。
悪いほうに一元化するというのは困るのですけども、せめて庁舎内で、こういったことは
調整会議のようなものを設けてでも話し合った上で、そういうふうな方向に向かってほし
いと思います。

それと、国保の減免制度です。1年4カ月たっていますが、今の時点での申請件数と実
績について教えてください、金額で。

○議長（片岡 誠二君）

濱田健康増進課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

お答えいたします。導入から現在まで2件申請がございまして、1件該当をいたしてお
ります。減免の額につきましては10万6,200円でございます。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

減免の制度ができて1年4カ月たって、2件の申請で1件が認められて、10万
6,200円の減免しかされていないということなんです。減免、私も何回も言ってきま
したけど、相当お金のかかるような意識が市長にあったんじゃないかと思うんですけど、
本当に、どこの市町村を見ても大体10万単位とかが多いんです。ですから、これ自身は
もっと積極的にやってもいいと思うんです。

入院の場合で、しかも「生活保護の基準と同等の所得者に限る」となりましたら、こう
いう結果になると思うんです。

実は、医療費の窓口負担の減免という点では、私は、通院まで拡大しないと意味がない
というふうに思っています。お金の心配はなくて、病院にかかれるようにしないと、結局
病気をこじらせて悪化させて、とてつもない状態になって初めて通院ということになりま

す。

この間、何人かの方と生活保護の相談でかわりを持っただけです、大体そういう方はほとんど重大な持病を抱えておられます。

お金がないために病院にも行けず、結局生活保護が最後のセーフティーネットになるのですが、保護は申請した日からしか医療費を見てくださいませんので、その前にかかった医療費についてはほとんど国保の手出しになるわけです。

中間市の医療費を、本当に健康を守って減らしていくという観点からも、この減免制度というのはもっと多面的で使いやすいものに変えていく必要があると思うんですけども、その辺で、通院の減免というのが私はぜひとも必要だと思いますけども、その辺、市長はいかがでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

一部負担金減免等々の制度につきまして、今のところ現状を維持していきたいと、そのように思っております。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（３番 田口 澄雄君）

それと、減免の却下でちょっと気になったんですけど、国保税の滞納とかが原因になって却下ということはありますか。

○議長（片岡 誠二君）

濱田健康増進課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

お答えいたします。それはございません。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（３番 田口 澄雄君）

安心しました。ありがとうございました。

これも国のQ&Aでは、そのようなことのないように指摘もしていますし、何よりも病院の負担で困難を抱えている人は国保税の払えない人も多いと思いますので、今後そのような方が出てもそういう対応をしてほしいと思います。

いろんな質問とお願いをしてきましたけども、今、日本の保護行政はいろんなひずみを抱えています。生活保護が必要だが、それを受けていない人、その辺の数値を保護の「捕捉率」という言葉であらわしています。これが、日本の場合は大体１５％、イギリスやフランス、ドイツの場合ですと大体８０から９０％と言われています。

また、生活保護を受けている人口は、日本は今最高で1.6%、これは210万人として1.6%です。これがドイツでは9.7%、イギリスでは9.27%です。

つまり、日本の場合は、何だかんだ条件をつけて、保護を受けにくくし、あるいは恥という文化を勝手に押しつけて、生活保護からの締め出しを行っています。今回の中間市の不祥事もこういった受けにくい保護社会の社会背景と無関係ではないというふうに思います。

しかし、そうした中で考えなくてはいけないのは、生活保護というセーフティーネットから漏れた人々への対応であります。ほかの国では、こうした人々は権利としてきちっとした行政の施策が保障されているのに、逆に日本では、生活保護受給者とそれ以外の人々との対立をあおり、少数者である生活保護の基準を引きずりおろすことによって、これら生活保護の何倍にもわたる人々の生活権さえも引きずりおろそうとしています。

私が議員になって第1回目の一般質問、申しましたけども、中間市の国民健康保険の加入者のうち、7割、5割、2割の政令減免の世帯の方々がおられます。この方々は、一番所得の多い2割軽減の方々でも、生活保護と同等か、それ以下の収入の方々です。ですから、5割、7割の軽減の方になりましたら、完全に生活保護よりも低いわけです。

これらの世帯の方々が国民健康保険の約半数、46%を占めています。人に優しいまちをうたっていましたけれども、その中間市が市民生活の最後の守りのとりでとして、また防波堤として国政からのこうした荒波から市民を、命と暮らしを本当に守る役割を果たしてほしいと思います。

以上のことをお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（片岡 誠二君）

次に、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、保健事業について質問をいたします。

乳幼児健康診査は、子どもの健康を守るために、子どもの成長・発達に悪影響を及ぼす疾病を早期に見つけ、適切な処置を講じることが目的でした。

その後、時代の流れとともに、子どもの健康に関する考え方が変化し、「健康を守る」という捉え方から、「健康を高める」という健康増進へと変わり、子どもが健全に育つための環境を整えることが重要な課題として求められるようになりました。

その結果、乳幼児健診の目的が大きく変化し、子育てに伴うストレスの軽減や子育てそのものへのサポートが主流になっています。最近では、急増する子どもの虐待予防と、その早期発見の場として期待されるところが大きくなりました。

本市の乳幼児健診の受診率と、そして、受診していない世帯へどのような対策を講じて

いるかまず担当部局にお尋ねいたします。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。平成24年度の受診率の実績でございます。4カ月児健診におきまして97.8%、7カ月児健診95.5%、1歳6カ月児健診93.9%、3歳児健診89.9%であります。

また、未受診者については、保健師が訪問指導を実施し、母子への健康指導に努めております。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

それは通り一遍な答えかと思うんですが、もう少し手厚く保健師さんが訪問してというような具体的なところでお聞きしたかったんですけれども、その数字を私も前もってお聞きしておりまして、未受診者が、平成24年度で66人、世帯ということでざっとなるかと思いますが、その66世帯、人数、親子さんの訪問、それはどのような形でされて、実績がどのような形で出たというようなところも具体的にお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

濱田健康増進課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

お答えいたします。お仕事をされているとかで、受診の機会を逸する方がいらっしゃいますけど、その方については保健師が適宜電話等、家庭訪問をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

私は、次に述べますが、特定健診につきましても非常に受診率が低いんですが、この乳幼児健診につきましましては100%を目指してほしいというように思います。

特に、これから中間市を背負っていく子どもたちですので、早期手当てということで、私も1歳くらいのお子さんの相談を受けて、来年1年生ということで就学するようになりましたけれども、非常にその健診から、また保育園の保育士さんの指導等々関連がとてよくて、無事、保護者の方も喜んでおりますし、家族のおばあちゃんたちも喜んでおるという経験をしておりますので、そういうお子さんがこの66人の世帯の中でまだまだいら

っしやるんじゃないかということで、ぜひその100%を目指す努力をぜひしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

今後関係課や保育園等との連携を図りまして、乳幼児全戸訪問時の健診受診の勧誘ということで努めてまいりたいというように考えております。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

担当部局のその熱い決意をぜひ保健師さんたちに伝えていただきたい。今頑張っているのは承知しております、私も十分知っておりますので。

今、自閉症や、ご存じのように学習障害（LD）、それから、注意欠陥多動性障害（ADHD）などと言われております発達障害の子どもの対応が今求められています。国が自治体に義務づけているのは1歳半と3歳を対象にした健診で、発達障害に焦点を当てた内容にはなっておりません。

鳥取大の小枝教授は、「3歳で多動は普通だが、5歳になればそれなりの社会性が見について、見きわめが可能です」と、5歳児健診の重要性を指摘しています。

今実際に鳥取県大仙町では1996年から5歳児健診をしているということで、少し古いデータですが、全国で今五十五、六の自治体が実際にやっているということで聞いております。

5歳児健診は、「対人関係が苦手」、「落ち着きがない」といった子どもの特性をつかみ、親や保育士が適切なケアをすることで、集団生活をスムーズに送れるように促すことが狙いです。こだわりが強く、コミュニケーションが苦手といった特性を持ち、ほとんど知的障害を伴わず、外見ではわかりません。文部科学省の2002年の調査では、小中学生の6.3%に経度発達障害が見つかり、1クラスに2人程度はいるとされております。

発達障害の早期発見を目的とした5歳児健診を実施するよう今後検討してはいかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（片岡 誠二君）

濱田健康増進課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

5歳児健診についてお答えいたします。県下で実施している市町村は、宗像市だけでございます。ただ、この健診は、子育て支援を目的とした健診でございまして、先ほどの乳幼児健診とは若干異なるものでございます。

ただ、私ども、議員おっしゃるように、発達・発育に心配がある就学前のお子さんとお

母さんたちを対象にして、チューリップ教室というのを月2回開催しているところがございます。これは、保育園等関係各課と連携いたしまして、今後とも継続的に子どもに関する担当課全てと今度一層の連携を密にして、子育て支援の事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

確認いたします。

正式な5歳児健診として位置づけていただきたいというふうに思いますが、どうなのでしょう。それは市長にお尋ねします。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

大変重要な健診だとは思っておりますし、そのことで費用がどれぐらいかかるのかなと今思いながら私聞いておりました。

そういうことも含めながら、うちは、先ほど申し上げましたようにチューリップ教室、また、宗像は、近隣では宗像市ということでございますが、それもちよっと違う方向という部分もありまして、これは近隣の動向、これは中間市の独自性を出してもいいんですが、費用的な面が、今私把握しておりませんので、ここで即答はでき兼ねますが、関係課ともちよっと話をしながら検討をさせていただきたい。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

では、前向きに検討ということでよろしく願いいたします。

次に、40歳以上の健康診断が2008年、国の法改定で、基本健康診査から特定健康診査・特定保健指導になりました。特定健康診査・特定保健指導実施の背景、目的についてまずお伺いいたします。関係部局の方お願いします。

○議長（片岡 誠二君）

濱田健康増進課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

お答えいたします。特定健診に移行した背景でございますが、特定健診は2008年4月より始まりました。40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした保健制度でございます。現在高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加しております。また、死亡原因でも生活習慣病が約6割を占めている状況でござ

います。

このような状況の中で、国民の生活の質の維持向上のために糖尿病、高血圧症等の発症、あるいは重症化や合併症の進行の予防に重点を置いた取り組みが重要となったことが背景にあると考えております。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（２番 青木 孝子君）

生活習慣病の予防と重症化を防止すると、そして医療費の抑制につなげていくということが目的だというふうに捉まえたがよろしいでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

はい、濱田健康増進課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

そのとおりでございます。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（２番 青木 孝子君）

本市におけます特定健康診査の対象者数と受診率、また、ここ二、三年の推移についてお伺いをいたします。担当部局に。

○議長（片岡 誠二君）

はい、濱田健康増進課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

お答えいたします。

一番新しいデータでございますが、特定健診の受診率は平成２３年度２３．４％でございます。２４年度は、まだ数字が確定しておりませんが、約２４％程度だろうと考えております。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（２番 青木 孝子君）

平成２１年度に２０．２、平成２２年度２０．８、２３年度２３．４、本年度は２４％と、本当に微増ですね。本市におけるこうした低い受診率というのはどこに要因があるというふうに分析しておりますか。また、未受診者へどのような働きかけをしているかというのをお尋ねいたします。

○議長（片岡 誠二君）

はい、濱田課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるように、本市は先ほど申し上げましたように平成23年度で23.4%でございます。県下を比較してみましても、54番目ぐらいでございます。低い水準でございます。

本年度は特に保健師がその未受診者に対して、とにかく足を運んでいこうということで考えております。保健師、栄養士による未受診者訪問、地域への健康講座、健診実施の体制の充実、医療機関等の連携を重点的に本年度は実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

私が心配するのは、やっぱり受診率が高いところは医療費も少ないというデータが出ております、ご存じのとおりです。そして調べますと、例えば埼玉県小鹿野町では保健師1人当たりが1,750人という割合で老人医療費が54万円。長野県原町は保健師1人当たり1,267人担当ということで、老人医療費64万6,000円というこういうデータが出ております。

そして、福岡県の後期高齢者の1人当たりの医療費は平成22年度で114万6,000円、平成14年から9年連続で全国一という高額になっているということは、やはり早めの早期発見、早期治療というところが、非常に遅れている、これはもう受診率に出ていると思うんです。この受診率を高めるには、まず、中間市におけます保健師さんの1人当たりで担当します人口比、どのくらいかまずお尋ねいたします。何人いらっしゃるか。

○議長（片岡 誠二君）

はい、濱田健康増進課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

お答えいたします。

保険センターには保健師が10人いまして、本庁には保健師が3名、計13名でございます。単純に人口比で割りますと、1人当たり約3,400人でございます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

先ほど言いましたように、医療費が少ないところは1人当たり1,750人、1,267人ということで、54万、64万という。

中間市の場合は1人当たり3,400人ということで県のデータしか出ておりませんが、114万6,000円と、ここに何らかの手を入れないと皆さんの保険料の高さ、また自治体が出す負担も大きいということになりますので、やはりどうしても保健予防活動の一層強化ということになりましたら、保健師さんの増員、適正配置を図るべきではないかというふうに考えますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

うちの保健師も本当に頑張っております。

老人会の夜の集会等々にも来ていただいて、私も「えっ」と思うぐらい感心に動いております。そういう中で当市の受診率等々も低うございますし、この受診率の低いところはやはり医療費も高いという、そのようなことも十分承知いたしております。そのことから申しまして、これも、今後の大きな課題だとそのように認識いたしております。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

回答にはなっておりませんが、保健師さんが頑張っているのは私も十分知っておりますので、その増員配置をすべきではないかということを経理にお尋ねしたいんですが、どうでしょうか。その点について、もう一度お願いいたします。

○議長（片岡 誠二君）

はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうことも含めまして、やはり今言われますように受診率の高いところはやはり医療費も低くなっておりますので、そういうことも含めまして、増員等々についてもちょっと検討していきたいなとそんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

検討するということですので控えようかなと思いましたが、とりあえず事例を出させていただきます。

先ほど紹介しました埼玉県小鹿野町の保健福祉政策を見ますと、福祉は人であり人材育成が必要である。保健師については昭和55年度保健婦学生奨学資金貸与条例を施行し、保健師の養成を図っている。臨時職員についても長く働いてもらえるよう待遇面などを考慮している。効率化を図ることは必要であります、原則として福祉は行革から外していると、こういう政策をしているということなので、中間市もそういうところを十分考えて、

これからの行政をつかさどっていただきたいというふうに思っております。

そうということで、もう一点続きまして、国保財政について今どういう状況になっているかをお尋ねいたします。通告しておりましたよね。

○議長（片岡 誠二君）

はい、濱田健康増進課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

お答えいたします。

現在の国保の累積赤字は、約11億1,000万円でございます。本年度におきましては国の調整交付金において2,600万円の追加交付がなされております。これは国保の収納率やレセプト点検等の事業に対して、国の評価結果により交付されたものでございます。その結果、本年度においては単年度収支でございますが、黒字決算となっております。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

専門的なことはちょっとわかりませんが、今年度は黒字だったということで、いずれにしても努力はされたということですね。

やはり、さっきも同じことを繰り返しますけれども、やっぱり保健予防活動の一層の強化が医療費を抑えていくということでは、皆さん確信を持ってあると思いますので、ぜひそういう方向で努めていただきたいと思います。

それで、近隣の熊本県は非常に高いというんですか受診率33.8%ということで、この数年続けております。ここでは、医師会とも協力しながら受診を勧めていくということをしてありますが、中間市はどんな状況ですか。と言いますのも、高齢者の方は必ず病院にかかっていますので、病院にかかっているともう健診はわざわざ受けなくてもいいよというように考えてある方が多いということで、受けてない方があるかなと思いますので、その点はどんなふうになっているか、お尋ねいたします。

○議長（片岡 誠二君）

はい、濱田課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

お答えいたします。

健診を受けてない方の一つの理由に、病院に行っているから受けませんよという方がいらっしゃるんですが、そういう方たちもどうぞ健診を受けてくださいと、未受診者の方にも説明いたしますし、中間市内の医師会に入っている先生方にはそういうことも説明してお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

熊本県の人吉のちょっと資料を見ますと、病院の窓口に、今、先ほど答弁されたような内容で、受診を促しているチラシも置いているということなので、大いにそういうところも活用していただけたらなというふうに思っております。

最後に私、この件の最後ですけれども、ハーモニーホールで「命の山河」ということで、岩手県旧沢内村の保健事業の映画がありました。市長も挨拶に来られておりましたけれども、まず、市長見られましたでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

あのときはちょっと公務が立て込んでおりまして、ちょっと残念でございますけれども見る機会はありませんでした。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

2時間あったんですけれども、内容は皆さんご存じかと思いますが、中間市の老人会、婦人会が主催してということでありまして、2時間の上映でしたが、私どもも何度もこの沢内村の保健事業ということを取り上げて事例も挙げましたけれども、ここは、もう乳幼児死亡ゼロを目指して保健事業を頑張っている。村長を先頭に頑張っておりまして、高齢者の医療費無料化も全国に先駆けて実施したと。

そして、国がしないなら自分とかが、まずやって国は後からついてくるよというようなことを言ったと名言もありますけれども、その帰りに皆さんがいろいろと話をされたのを聞きまして、本当に涙が出たと、こんな手厚い中間市だったらいいねと。

私は、きのうも申しましたが、中間市は結構いろんな相談しましても手厚くしているように思っておりましたけれども、やはり本当に住民と市民の皆さんが一体になってこの市政を、村政をやっていくっていう、そこら辺がやっぱり欠けているゆえにああいうふうに感想が述べられたかなと思うんですが。

実は、ご主人を亡くして38日目だけれどもこの映画を見に来たと、自分は本当にこの命を大事にする、こういう市政、町政のあり方を改めて考えさせられたと、ぼろぼろ涙を出されていて、ああ、私もそういう思いがありましたので感動したんですが、ちょっとまとまりませんけれども、やはり行政というのは、命をまず第一、福祉いろんな分野がありますけれども、命第一の行政をしてほしいというのが市民の皆さんの願いだと思いますので、ぜひそういうところの人材は、厚く配置してほしいというのが私の要望でございます。

市長、よろしくお願いいたします。

○議長（片岡 誠二君）

はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そのあたりは十分考慮に入れながら市政運営を行ってまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

次に、介護保険制度の生活援助の時間短縮について伺います。

昨年4月の介護保険の改悪で、訪問介護の際の生活援助の時間が短縮されました。

家事が自分でできなくなった高齢者に、一部を補って暮らしを支えるのが訪問介護での生活援助です。それは単なる家事代行ではなく、援助を通して後退していた生活を回復させ、意識を引き出し、高齢者が生き生きとした生活を送ることができるように働きかける援助です。憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する役割があります。

中央社会保障推進協議会加盟の47都道府県社保協は訪問介護における生活援助の時間短縮に関する訪問介護事業所アンケート調査を実施しております。アンケートには12都道府県の973事業所、5万6,644ケースが回答を出しております。

調査では生活援助の時間短縮で「コミュニケーションが削られた」と回答した事業者が70%に上ったという結果が出ております。「バタバタと働き、会話ができない」「会話ができず、利用者の声や視線を背中で受け止めながら作業をしている」などの声がホームヘルパーから多数寄せられています。利用者さんへの影響では「情緒不安」が30%、ヘルパーとの「信頼関係悪化」が20%に上っています。これらはコミュニケーションが削られた影響が大きいと思います。

介護保険の生活援助は、人間らしく生きるために欠かせない支えだと私は考えております。本市における生活援助の時間短縮による影響などの実態調査を行い、改善を図るべきではないかと思いますがいかがでしょうか。担当部局にお願いいたします。

○議長（片岡 誠二君）

はい、白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

生活援助、いわゆる訪問介護の利用者数は、25年4月現在で約1,000件の利用がございます。24年度の介護保険法の改正において、生活援助における時間区分の見直しがされておりますが、全てのサービス提供を一元的に時間短縮するものではございませんで、利用者の心身の状況、生活環境や家族の状況を踏まえて適切なアセスメント、ケアマ

ネジメントに基づき必要なサービスが提供されるよう配慮されております。

改正前には60分程度のサービスを受けられた人が、改正後の適切なアセスメント等で、従来どおり60分程度のサービスが必要とされる場合は、45分以上の生活援助として位置づけ、改正後も継続してサービスの提供が可能になっております。

また、買い物等でも、前日に買い物の依頼を受けて当日訪問時に届けることができるように、限られた時間で効率的に使えるような配慮もなされております。したがって、現段階で、実態調査を実施するのは今の段階では予定はございません。

ただし、今後も適正かつ効率的なアセスメント及びマネージメントにより、利用者の負担の増加をしないような形で、生活援助のサービス提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

今の答弁で2点ほどお尋ねしたいしたいんですが。

これまで60分が45分ということで、それにはこだわらないで45分以上でも、ということで答弁ありましたが、その場合には利用料負担というのは出てこないんでしょうか。要支援の場合はならないと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

はい、小南介護保険課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えします。

当然、これはもともと限られた人材を効率的に使うということで、事業者側の評価を区分する変更でございますから、当然それが変わってきますと、利用者の負担額も変わってくるということになります。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

ということは、やはり何らかの形で事業者さんに不都合が出ているということだというふうに私は認識しております。

それともう一点、買い物等もご支援するというので、前もって買い物に行きまして訪問するということをしているという答弁をいただきましたけれども、そうなりますとそのヘルパーさんなり家事援助されている方、事業所というんですか、個人的かどちらになるかわかりませんが、非常にそういうことが積み重なると負担が出ているん

じゃないかと思いますが、その点はどのように捉まえていますでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

はい、小南介護保険課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えします。

事業者そのものに関しましては、事前に買い物に行く時間帯も一応サービスの提供時間の中には含まれるような形になっております。ただ、先ほど部長から説明がありましたように、従来は、一旦利用者さんのお宅に訪問して、それから、きょうは何が必要ですかという形でお尋ねした上で、それから買い物に行くというような効率の悪さもございましたが、今回の改正では、その分を事前にお電話なり、前回訪問したときにお聞きした上で、訪問前に買い物を済ませて、その買った物をお持ちして利用者さんのお宅に訪問するというような効率のいいやり方をできるような形になっておりますので、そんなに大きな負担増ということでは考えておりません。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

後半の買い物についてはわかりました。しかし、利用者負担が先ほどの時間の関係では出てくるということなので、その辺は中間市でできる問題ではありませんけれども、国に対しての意見、また、今は苦情が何も上がってこないというふうには、きょうの答弁にありませんでしたけれども、いろいろ私は聞いておりますので、十分そういうところも調査いたしまして、国に反映していただきたいというふうに要望しておきます。よろしくお願いいたします。

最後に、学校教室のエアコン設置について伺います。

昨年の夏も35度を超える猛暑が何日も続き、大人でも熱中症に注意しなくては生活できない状態でした。普通教室の夏場、冬場の気温はどのような状況でしょうか。また、現状ではどのような対策をとっていらっしゃるでしょうか。お願いいたします。

○議長（片岡 誠二君）

はい、田中教育総務課長。

○教育総務課長（田中 英敏君）

お答えいたします。

現状におきまして教室内の温度は、7月の上旬から終業式、9月の初めから9月の中旬ぐらいまでが、教室の温度は30度を超える状況になっております。現在の対策といたしましては、学校によりますが扇風機を使用することによって対応しております。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（２番 青木 孝子君）

扇風機を使用しているということは、そこそこの教室等々で違って、どんな形で、一斉に教育委員会として扇風機を配置しているということではないですよ。その点確認いたします。

○議長（片岡 誠二君）

はい、田中教育総務課長。

○教育総務課長（田中 英敏君）

教育委員会より各学校に配付しているのではなくて、各学校で必要と思われる台数を学校の予算のほうで購入いたしまして、特に暑いときなどに使用しているという状況でございます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（２番 青木 孝子君）

扇風機の個数とかいうのは、また後日お聞きします、時間がないので進みます。

先ほど申しましたように、教室の望ましい温度は夏は２５度から２８度、冬は１８度から２０度とこういうふうになっておりまして、現実には余りにも乖離しているというふうに思いますが、教育長は現状どのように認識していますでしょうか。教育長、一言お願いします。

○議長（片岡 誠二君）

はい、増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおりでございまして、近年、地球温暖化によりまして、３０度を超える真夏日というのが非常に増えているのが実態でございまして、それで、エアコン設置につきましてはさまざまなご意見があるというのも十分承知しておりますが、現在、全ての小中学校の保健室、それからパソコン教室及び会議室にはエアコンが設置されておりまして、普通教室にはエアコンが設置されていない状況でございまして、

しかしながら、熱中症事故防止のために各学校に対しましては、帽子の着用とか、こまめな水分の補給とか、それから猛暑日の体育の授業については体育館等で行うとか、学校によって必要に応じて、先ほど課長が申し上げましたように、扇風機を使用するなど厳しい暑さに対処しているところでございます。

ただ、全ての、全小中学校に全ての普通教室と理科教室、音楽教室等の特別教室にエア

コンを設置するとなりますと、試算によりますと約4億円の経費が必要と考えられております。

教育関連予算につきましては、学校の耐震化とか、もう大体これはめどがついたわけですが、今後も施設の老朽化による改修工事とか下水道の接続工事とか、それからまた来年度中学校の完全給食に係る経費など鑑みますと、全小中学校にエアコンを設置する予算を確保することは非常に難しい状況でございます。

しかしながら、児童生徒等の健康の保持とか、それから学力の向上を図るためには、エアコン設置も効果があると考えますことから、まず、図書館のエアコン未設置を解消していきたいというふうに考えておりまして、今年度は中間西小学校の図書室にエアコンを設置するように計画しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

ありがとうございました。

福岡県那珂川町は、ことし2月27日、町立の全小中学校10校、中間と同じ規模ですが、太陽光発電による空調設備を導入することを発表いたしました。

那珂川町は当初、太陽光発電システムの設置は1校程度の導入を考えていましたが、東日本大震災の発生以後、環境意識の啓発のほか、防災対策や電気の節約などを考慮し全校への導入を決めています。ちなみに、太陽光発電は毎時20キロワットの発電量で、エアコンを29度に設定した場合、12教室ほど賄えるといい、扇風機よりも効果的と判断しています。空調設備の設置費用は5億360万円で、その3分の1を国の交付金で、太陽光発電が2億2,500万円で、その2分の1を国の交付金で賄うとしております。

本市も耐震化した学校から太陽光発電を利用し、空調設備の設置を導入してはいいかと思いますが、これは市長にお伺いいたします。

○議長（片岡 誠二君）

はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

いろいろと、いいとこばかりがここに出てまいりまして、先ほど教育長が申し上げましたように多額の費用がかかります。

しかしながら、国の補助等々もお話聞いておりますので、これはいつだと言うわけにはいきませんし、どこを優先するかということも、また大きな問題になってまいりますし、いろんな問題を含んでいますので、検討していきたいと思っておりますけれども、私自身は、子どもはもう暑いときはブリブリ汗かいて元気に走り回ったほうがいいという、その思いもございまして、しかし、今地球温暖化等々で大変高い気温になることも本当にございまして

ので、もろもろ考えながら検討させていただきたいなと、そういうふうに考えております。

○議長（片岡 誠二君）

はい、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

最近教育長も言われましたように、異常気象で昔とは全然気候が違いますので、やはり子どもたちの教育環境をよくしていくというのが行政の責任だというふうに考えております。

いいところばかりをとということでありましたけれども、やはりいいところを見習って保健事業にしましても、こういう教育行政にしましても、実施していくべきではないかというふうに考えておりますので、もろもろ検討しますと前向きなご答弁いただきましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

これをもちまして終わります。

.....

○議長（片岡 誠二君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（片岡 誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下です。一般質問通告に基づいて質問を行います。

まず最初に、コミュニティバス実施についてであります。

市長は、4月5日にその記者会見で、コミュニティバスを実現するんだと、こういうふうに言われた。一般市民の前でというか、その目につくところでこのコミュニティバスについて言及したというのは、そうないんじゃないのかなと。

それだけに、市民の期待というものが本当に大きなものだと言えらると思います。これだけ、私たちも一日でも早く走らせてほしいという市民の願いに答えて、我が日本共産党議員団もこれまで幾度となく質問をしてきたところです。

しかし、市長がそういうマスコミの場で「やる」と言ったことについては、私たちも大きな期待を持っているところです。ただ、やる、やるでは困るわけで、具体的にどういう形で行おうとしているのか、そのことをまず最初に、お伺いしたいなというふうに思います。

○議長（片岡 誠二君）

はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

4月5日の記者会見の場で、コミュニティバスの実現、これぜひともやりたいなというお話をさせていただきました。

現在、「コミュニティバス導入検討会」で検討させていただいております。もう8回目でございますか、随分長く検討して、あとは早く判断せいというお話もございますし、アンケート調査で20%の方が、やはり不便を感じているという結果も出ております。その20%が多いのか少ないのかということも含めまして、前回協議をさせていただき、今のところまだその結論は出ておりませんが、私の思いとすれば、あの坂道対策等々をしつかりやらないと、やはりお年寄りは大変だなあという実感をいたしております。

そういうことも含めまして、いろんな処方があるかと思えますけれども、校区まちづくり等々も校区単位で頑張って、防災組織等々も立ち上げていただいておりますので、地域からそのような何かお話があるのではないかなという思いも込めまして、そのような思いを述べさせていただきました。

○議長（片岡 誠二君）

はい、宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

思いはわかったわけです。問題は具体的に具体化するかどうか、そこまで市長が決意を深めて言っているかどうかということなんですね。

具体的にするといったら、もう既に法定協議会だとか本当に市民を含めて、また関係者も含めて審議をする場というのが公式の場であるわけですから、それをいつの時点でやろうと思っているのか、まずそこを伺いたいです。

○議長（片岡 誠二君）

はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、やはり「導入検討会」これが審議する場でございますので、その場の中で協議をしていただきながら、私の思いというものを実現させていきたいなとそんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

はい、宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

これまでの答弁と余り出ていないなという感じはするんです。いわゆる検討会というのは、ここは議会と当局が合同で今、検討を持っているわけですね。だけど、一番肝心なのは、市民とどうこの対話を交わしながらやっていくのかということじゃないのかなあ。

確かに議員も市民の負託を受けてやっているわけですから、市民の声を代弁をするとい

うことがこれが大原則なんですけれども。しかし、実際にはそうなかなかないなあという気がするわけです。

先ほど20%という答えを出されたけれども、全世帯の中の20%というのは、これをお年寄りの中に含めると、これはかなりの数になってくる、パーセントを占めてくるのではないかと。ましてやそういう切実な要望というのは、本当にもうひしひしと感じているところです、我々は。

そして、検討会の中でも、もう既に議論は出尽くしたのではないかと、あとは市長がどう決断するかというところまで、前回の検討会議ではそういうことだったと思うんですよ。だから、もちろん検討会で市長がいろいろ諮問をするというのは、これは結構なことだけでも、問題は市長がイニシアチブを持ってこうやるんだと、そのために議員の諸君もぜひ協力してくれというのならばともかく、今みたいな小田原評定みたいな形で賛成、反対とは言わないけれども、そういうところでなかなか一致できていないというのが現状でしょう。

そこを市民の立場で、市民の福祉や、また健康を守るという視点から見たときに、一体どちらを優先していかなければいけないのか。これはやっぱり市長の姿勢一つにかかっている問題じゃないかと思うんですね。だから、これまでも市長はコミュニティバスはやらないとは言わないんですよ。言っていない、やらないかと言います。だけど、それをもう少し具体的な形でリードするような方向というのが出てこない、市民にとっては「またか」ということになりかねないんです。

そういう点で、私はしつこくこの問題では聞いているわけです。その点どうですか、市長。

○議長（片岡 誠二君）

はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まさに執行部、議会が一緒になってこの問題をずっと検討してまいりました。まさに今結論を出さなければいけないもう時期に来ております。

先般の会議におきましても、もう決定する段階ではないかというご意見が多々ございましたので、これはもう一度このような導入会を開きまして、私の思いなりを述べさせていただいたらと、そんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

はい、宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

今も市長は、もう結論を出さなければいけないそういう段階に来ていると、こういう認識であるということでした。それを早く具体化をしていく。まあ、選挙が目の前に来ますから、今すぐということにはならないでしょうけど、少なくとも選挙が終われば、即

その問題に取りかかる。これ、結果が出てみないと何とも、誰が市長になるかわからないから何とも言えないけども。

しかし、今、市長が現役で今の市長だから、市長としての決意を、どうするのかということ示してほしいなと思いますよ。

○議長（片岡 誠二君）

はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先般の会議でも、この20%の取り方で随分意見がございました。たった20%だから、このコミュニティバスを運行せんでもいいのではないかというお話も出たことはご記憶と思います。

そういう中で、まさに市民の代表者でございます議員の皆様方の意見等々も尊重しながら、また私の強い思いということも含めまして、やはり導入会で一度しっかりした協議をさせていただきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

はい、宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

堂々巡りでなかなか進まないんだけど、市長はこの間、前も出しましたけども、各地域の公民館等で出て、何とか講座という市長が出ていろいろ市民の声を聞くということをやっていますよ、出前講座。その中で随分とそういう声がこれまで出てきたと思うんですね。

ですから、市長がやっぱりここで決断しなければいけないなという段階に来ているのであれば、もちろん議員のいろんな意見を聞くということは結構なんだけど。しかし、ここは譲れないよというやつを市長としては持っていると思うんです。しかも20%というけれども多いか少ないか、これは市長は何とも言わないけども、しかし軽くは見えていないですよ、やらなければいけない段階に来ているとこういうわけだから。そこを早くというか、やっぱり記者会見でも出しているわけだから。

ここでまた、曖昧な答えを出すということは、やっぱり市民の失望を買うわけでしょう。これは、選挙を前にして非常に大きなことだと思いますよ。やっぱり市民にこういうことを約束したよということをはっきりと記者会見で出したわけだから、今度はいつやるよと、まあ、いつという具体的なことは出てこないかもわからないけども、しかし少なくとも「こういう時期にはやりたい」と、「やらなきゃいかん」ということが出てこないのかなというふうに思うんです。ちょっと何回も聞いて申しわけないけど、ぜひ。

○議長（片岡 誠二君）

はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど述べましたように、私はこのコミュニティバスはどういう形になろうとも絶対に

必要という強い気持ちは持っております。そのことは先ほど言いましたように、出前講座の中でもこのことに対しましてしっかり対応していきたいというその話はさせていただいておりますし、その形がどんなものになるか。

先般にも言いましたように、市民の方は買い物に行くか病院に行くか、中間駅に行くかというその今買い物難民という、買い物、医療というこの2カ所をカバーできれば、ほとんどのお年寄り是对応できるのではないかという思いがございますので、そういうあたりも含めまして、私自身は、空のバスを定時に走らせるということはしたくないんだという思いがございます。

そういう中で、選択肢があるかと思っておりますので、そのあたりは次に市長に就任させていただければ、そういうあたりはしっかり対応していきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

はい、宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

ただ買い物に行くとか病院に行くとか、そういうことだけでは、まあ、お年寄りは確かにそういう面が多いですね。だけど市民全体から考えていくと、そうじゃなくってやはりコミュニティバスが便利なものが走れば、もう自分は車を利用しなくてもいいんだと、そういう健常者もやっぱりいるわけですよ。ただ、バスを利用しないのは、今不便だからという声も実際に上がってきているわけですね。

だから、本当にこのコミュニティバスが成功裏になって、そして大きな赤字にならなくて、市の負担にならないようにするにはやっぱり市民の全面的な協力が必要ですし、そのための何をするかということについては、我々議会の者も含めて、また市の職員も含めて一緒になってやっていく。そしてまた、これは市民そのものが自分のものだというふうに感じなくては、これは成功はせんでしょう。

そういう意味で、これからどういうやり方があるかということについては、議論は今から当然尽くさないといけんですけど問題はその入り口がまず出てこないから、市民は今イライラしているわけですよ。だから、そこをきっちりとしていく。私はそのための記者会見だったと思うんですよ。けども、今また、こういう議会の場でその辺がもう一つすっきりこない、出てこないというところにもどかしさがあるということです。

だから、本当に市長は一体誰に、どこを意識するのか、それは市民でしょう。やっぱり市民がどういう方向に目が向いているのかというのは、実際、市長がこれからも今までも感じてきたらうし、また市の職員の皆さん方もそのことは十分、いろいろ声は入っているだろうと思うんです。そのことが市長の中に十分認識されているんじゃないかなと思うから、あえてこの場を捉えて言っているわけです。

だから、これはもう半年とか1年とかじゃなくて、もうこの7月、8月にはもう立ち上

がる、そういう決意をぜひ示してほしい。そういう市長のやる方向がはっきりすれば、おのずと道が開けてくる、そういうものではないかなと思います。

こればかり時間を使うわけにはいかないので、この問題はここまでにします、どうぞ。

○議長（片岡 誠二君）

はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私今、宮下議員の発言の中で、市長選云々のちょっと不適切な発言があったということで、その言葉を取り消しをさせていただきまして陳謝申し上げます。

○議員（1番 宮下 寛君）

うん、どういうことでしょう。

○市長（松下 俊男君）

市長選挙云々のお話をちょっとさせていただきましたので、その言葉を取り消しをさせていただきまして、そのことに対しましておわびを申し上げます。（発言の声あり）

○議員（1番 宮下 寛君）

ちょっとよくわからないんだけど。それはまた後日、直接お伺いして聞きましょう。続いて、公契約の問題について質問をいたします。

1990年代後半、「構造改革」による規制緩和と「官から民へ」いわゆる民でできることは民でという流れの中で、経費削減を目的とした公共サービスの民間委託や低価格の物件の調達が多く分野に広がり、関係する労働者の著しい賃金低下をもたらしました。

そのことが今、デフレ不況だと、デフレ脱却だという状況までもたらしめているんです。何しろ非正規だとか、それから失業するそういう中で所得はどんどん減っていつているわけですから、物を買う力がないんですよ。だから、一部の資産家、大企業はそれは今度のアベノミクス、これで何千億円儲かったとか言っているけど、我々一番庶民のところではなんの関係もない動きがされているわけです。

こういう働く者の低賃金がぐうっと深刻になっていった。その一方で、どういうことが起こったかということです。体育館の屋根の落下や高速道路のコンクリートの崩落事故、公営プールでの死亡事故、さらには医療や福祉、介護などの現場では低賃金と劣悪な労働条件が公共サービスの質の低下をもたらすと指摘されているところです。こうした問題を解決して、公共工事や各種の公共サービスの質を確保し、安心・安全な生活条件を確保しようというのが「公契約の適正化」と言われるものです。

国や自治体の発注する公共工事・委託事業に従事する労働者は、建設関係でも全国で600万人、メンテナンス、印刷、出版、清掃、給食調理、福祉、介護、保育、一般事務等々サービス関連の労働者を合わせると1,000万人以上に上るといふように言われています。

こういうところでの賃金のあり方が、国全体の経済を動向する状況になっておるんです

よ。ここが今、ワーキングプアだとかそういう状況になる状態になっている。これはもう市長たちもよくニュースとか、そういうものを見られてよくわかっているというふうに思うんですね。

こうした中で、２００９年（平成２１年）に日本で初めての公契約条例が、千葉県野田市で生まれました。そして、翌年の２０１０年には神奈川県川崎市、２０１１年には相模原市、東京都の多摩市、そして翌２０１２年渋谷区、国分寺市、そして神奈川県の厚木市とどんどん広がってきているんです。ことしもこういう状況が、また実施する自治体が増えてくると言われています。

こういう中で、ことしの３月４日福岡県の弁護士会も会長名で、「県内の自治体に対して、労働者の労働条件の適正を確保することを目的とする公契約条例を制定すること並びに国に対し公契約法の制定」を求める声明を発表しております。

これを受けてかどうかはわかりませんが、お隣の直方市において、弁護士を委員長に経営者、労働者で策定審議会を設置し、来年の２０１４年１月公布、４月施行を目指すとしております。

その中で、この直方市の公契約条例の制定についてというものをしております。こんなふうに言っております。公契約とは、当事者の少なくとも一方が公の機関である契約を指し、具体的には国や自治体が締結する公共工事や業務委託の契約のことです。近年、行財政改革や入札、契約改革の流れで落札価格の低下と公の事業の民間委託化が進み、これらの事業に従事する労働者の賃金が低下し、官製ワーキングプアが生み出されているとの指摘もあります。

こうした状況の中、公契約の条項に、当該公契約による業務で働く労働者の賃金等の労働条件の最低基準を定める労働条項を盛り込むことによって、適正な労働条件を確保しようとする法律や条例の動向が注目されており、平成２１年９月３０日に全国に先駆け、千葉県野田市が公布し、現在、７自治体、先ほども私が紹介しましたそれぞれの自治体が制定しています。

直方市においても、平成２６年１月公布、４月施行を目指し検討を進めることといたしました。その目的は直方市が発注する請負契約において、その契約に伴う業務に従事する方の適正な賃金や労働条件を確保し、労働者の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、過当競争、不当なダンピングの排除、地域経済及び地域社会の活性化に寄与するためです。こういうふうに直方市は、この公契約条例をつくる上での目的としているところであります。

私は、今から２年半前、公契約条例についてこの議会で取り上げました。そのときに、市長の答弁は「検討しましょう」と、こういうふうに答えられたのです。その後、中間市でどういう検討がされたのか、お伺いをしたいと思います。そしてまた、この公契約における市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（片岡 誠二君）

はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当中間市におきましては、もうご承知のとおり小規模零細業者が大変多うございまして、倒産、また廃業、従業員の失業等々増えておりますし、待遇の悪化、下請けへのしわ寄せ等々が懸念される状況ではございます。

そういう中で、労働者の労働条件の確保・安定は大変重要なこととこれは考えております。まあ、何をやったのかということでございますけれども、本市の対応といたしましては、建設業におきましては最低制限価格でございますが、これは国のモデルに合わせまして底上げをいたしております。適正な価格によります積算をこれはやってもらいたいなあというようなことも含めまして、最低制限価格の公表を事前、事後ともこれは未公表ということにさせていただいております。

最低制限価格を公表いたしますと、やはりそれを目指しての過当競争等々を生んでまいりますので、そのような競争を抑制する措置は講じているところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

はい、宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

最低制限価格の未公表というところで、そういうところに、もう何も考えなくて、とにかくその札だけ出すと、そして抽選で契約を取るというようなことを防ぐと、そういう点では、私は評価できるなというふうに思うんです。そこをもう一步進めて、今、この公契約の中身というものについて、もう少し研究もしていただきたい。

今、こういう公共工事の際に出されるのが設計労務単価というところですね。これは、公共工事の予定価格の積算の際に、労務費の計算根拠に使われていると、これは担当課においては十分承知しているところだというふうに思うんです。これは、市の方しか知らなかった。そうじゃなくて業者の方も知っているわけですよ。

だから、それなりの今、最低制限価格の未公表という中で、その業者の方々が入札を行うということは、そういうところで計算もしながらやってきているわけですね。だから、何も事新しい複雑な問題でもない。要はこの契約を交わす中で、本当に労働者そういったところに犠牲が行かないような、そういうことを市がきちんと持っているかどうかというところだと思うんです。だから、入札のあり方、例えば指名競争入札だとか一般競争入札だとかこういうことについては、また別の議論にはなるわけですが。

少なくともこの中間市が公契約を結ぶと、条例をつくるということは、先ほども言いました直方市が出しているように適正な価格のもとに、いわゆるダンピングとか不当な切り下げの中で材料を劣悪なものにするとか、労働者の賃金を下げていって労働者が生活できないような、もうぎりぎりではないというような状況をなくしていく。それが中間市が

ワーキングプアをつくっていかない、そういう姿勢を示すことになるだろうというふうに思うんです。

ここで、２０１０年の１２月に総務省が「指定管理者制度の運用について」という、きょうは指定管理者のことについて言うわけではないんですけど、ここに出している考え方についてちょっと披露したいと思います。

これは総務省の自治行政局長名で通知を出しております。そして、翌年の１月に当時の片山総務大臣、彼が記者会見でこういことを言っているんです。「指定管理者制度というのは、一番の狙いは行政サービスの質の向上にあるはずなのです。ところがアウトソース、いわゆる市の仕事を外部に出すことですね。アウトソースすることによって、コストをいかにカットするかというところに力点が置かれてきたような印象を持っております。定員の削減とか、総人件費の削減という意味で、アウトソースというものを進めてきた。それがやはりコストカットを目的として、結果として官製ワーキングプアというものを随分生んでしまっている。」。

「自治体が自ら内部では非正規化をどんどん進めて、なおかつアウトソースを通じて官製ワーキングプアを大量につくってしまったという、その自覚と反省は必要だろうと思う。」当時の大臣がこんなことを言っているんですよ。「そういう問題提起の意味も含めて、この管理者制度の運用について見直した。」これは、非常に含蓄のある言葉じゃないかと。

今、我々中間市の中で、まあ、中間市と言わず多くの自治体でやられていることが、いまだにこういうことをやられているということですよ、今２０１３年ですよ。これ約２年半前の記者会見ですがね。国においてはこういう今の民間委託、あるいは民でできるものは民でというやり方について、当時の政府自体が「それではいけませんよ。」とこういうふうに言っているんです。

公契約というのは、まさにそういう立場にたって今の市政のあり方、これを見直していく必要があるんじゃないか、こういうことを言っていると思うんです。まあ、今そういうことを急に言われても、今の中間市の財政から言ったらとてもじゃないが大変だと、こういうふうに言いたいのかなと思うのですが、そこはやはり切り替えていかないと、いつまでたってもそれがずるずる、ずるといってしまう。

そうすると、いつまでたってもこういう非正規とか臨時だとか、また非常勤職員そういうのがいつまでもずるずる、ずるずると続いていくことになる。その辺を市長、いかがお思いですか。

○議長（片岡 誠二君）

はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

前段で指定管理者制度の話がございましたですが、当市はやはり、民間のそういうふう

なノウハウを活力等々を導入したいという思いで指定管理をやっているところでございます。

また、公契約につきましても、そのうち私どもと民間との契約の中で適正な賃金が働いている方に流れていくのか、支払われていくのかなという危惧というのは私は持っておるわけでございます。まあ、それを違反すれば契約違反というような流れでございますので、そのあたりどんなふうな確認をするのかなあという思いはちょっとございますけれども、全国でも現在七つ、近場では直方が考えているということでございますので、いろんな情報収集をしながら検討させていただきたいなと、そんなふうには思っております。

○議長（片岡 誠二君）

はい、宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

もう確かに野田市であるとか、また川崎市であるとかそういうところはもう長年、まあ、長年といっても川崎市なんかは3年ですけども、しかし、それなりの実績を持っていて、そしてそういう不正が起こらないように、本当にちゃんと労働者のところに給料、賃金とした形でいっているのかな、そういう心配がある。

それは、そういうところぜひ今、市長が言われたように学んで研究してほしいな。そのために職員を派遣して、いろいろ見てみるということが非常に大事だろうなというふうに思います。

実際にこういう中で、具体的に成果として出てきているのが、例えば大阪で地下鉄の清掃の労働者、あそこで例えば時給が七百何ぼとかそういう中で、働きながら生活保護ももらっているという事態も生じてきている。大阪の恥だというふうに言いながら、しかし、こういう公契約の問題が出てくる中で、そこで賃金を業者に保障させる、そういうことが起きてきて、やっぱり賃上げが起こってきたという事例も出てきているんです。そういう意味では、やったところではそれなりの成果を上げてきて、本当に直方市も言っているように地域の活性化、これを生む大きな内容にもなってくるということです。

ですから、ぜひこれ市長が言うように職員を派遣して、ぜひ検討をしていただきたい。それは前のときにリフォーム助成制度についても、近場であるから、ぜひ研究してくれと言うておったけれども同じことです。いいところはどんどん学んでいこうではないですか。そして、活性化の果たした中間市にしていこう。そういう点では私たちも全力を挙げて協力はしますので、そういうときはどんなことでもいいから声をかけていただきたいなというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（片岡 誠二君）

以上をもって、本日の一般質問を終わります。

なお、明日6月7日、一般質問を引き続き行います。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（片岡 誠二君）

これより日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、山本慎悟君及び草場満彦君を指名いたします。

○議長（片岡 誠二君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後1時40分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 片 岡 誠 二

議 員 山 本 慎 悟

議 員 草 場 満 彦